

平成 29 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

【平成 29 年度事業の運営方針】

機能性表示食品制度が施行されてから 2 年が経過し、現在多くの届出が出されているが、同制度の中でも健康食品の安全確保はその柱の一つである。当協会は平成 29 年度も「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」認定や「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。

昭和 61（1986）年に発足した認定健康食品（JHFA）マーク制度は、高品質の証である国内唯一の品質規格認定制度としての位置付けを明確にしつつ、機能性表示食品制度との関係を考慮し、関係者の意見を踏まえ新たな制度設計に着手する。また、本制度の普及啓発への取組みにより一層力をいれるとともに、新規格基準の策定や既存の規格基準および表示広告基準の見直しを進める。

平成 17（2005）年に開始した GMP 認定事業は、GMP 認定に関する健康食品認証制度協議会の指定機関としての責任を果たしていく一方、10 年経過したことを契機に、28 年度から「これからの GMP を考える会」で様々な検討を行っており、更なる審査内容の充実・効率化と製品マーク取得製品の増に努める。また HACCP 義務化への対応として、健康食品 GMP をベースにした健康食品事業者向けガイドラインの作成に取り組む。

健康食品安全性自主点検認証事業については、同じく健康食品認証制度協議会の指定機関として、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく他、今年度は、昨年度好評であった安全性に関するセミナーを更にもう一步すすめ、事業者向けの健康食品における安全性の評価手法等の内容のセミナーを実施し、これらの周知・啓発を通じて健康食品の安全性確保における役割を果たしていく。

特別用途食品制度に関しては、消費者庁の「特別用途食品制度に関する検討

会」に当協会が委員として参画し、本制度の改善について様々な提案を行った結果、えん下困難者用食品の表示見直しや、とろみ調整用食品の規格が策定されたほか、新たな食品区分の追加についてもその仕組みが作られることとなった。

これに伴い今年度は関係通知が改正されることから、新たに規格が策定された食品の申請や、事業者の要望により行われることとなった新たな食品の追加や既存の基準の見直しについて、これらに対応する支援を行う。また、特別用途食品を適正且つ安全に使用するための情報提供についてのガイドラインを作成する。

特定保健用食品については、昨年初めての表示許可取消処分があり、国が許可をしているとはいえ品質管理のための定期的な自主検査は不可欠であると改めて実感した。国においても、安全性または効果について新たな科学的知見を得た場合には消費者庁に報告することが許可の条件として義務付けられるとともに、定期的な第三者機関での分析報告が義務付けられることから、これらについて会員企業の周知を図るとともに支援事業を充実させる。

また特定保健用食品の広告審査会で積み上がってきた課題を基に、平成29年3月に適正広告自主基準を改正したが、これらについても研修会を開催するなど普及を図る。

なお機能性表示食品制度が発足したことから、特定保健用食品の効果等の表現について差別化を図るため、疾病リスク低減表示を視野に保健の用途拡大に向けた調査研究や外部への発表、行政への働きかけを積極的に行う。

機能性表示食品については、消費者庁の「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」の結果、糖質、糖類とエキスが新たに対象成分として追加されることとなり、ビタミン、ミネラルにおいても栄養機能食品として検討されることとなったことから、(社)健康食品産業協議会と協力して、ガイドライン作成等に力を注いでいく。

また届出制度の運用に関する課題、例えば届出受理または差し戻しに至る時間のかかり過ぎであるとか、届出制ゆえの届出書類の差し戻し理由の不明確さ等は依然として残されている問題点である。当協会は、昨年末に開催された規制

改革会議のワーキンググループにおいて、食品によっては機能性成分の有効性評価についてより適した評価方法の必要性や、届出受理に至るまでの第三者機関による事務処理の効率化についての改善案等について提案を行ったところである。

当協会は、これまで実施してきた特定保健用食品、及び機能性表示食品に関する様々な相談事業や、申請及び届出資料のチェック、機能性成分の研究レビューの実施といった支援事業の十分な蓄積を生かした、これら問題点の解決に資することが出来る体制を有していることから、提案の実現に向けて関係機関との協議をすすめていく。

併せて先の検討会において議論された、事後チェックの体制や広告自主基準、原料製造に関する自主規格の作成など、機能性表示食品制度をより良くしていくための取り組みをすすめて参りたい。

また保健機能食品を含む健康食品の表示広告についても、問題となっているケースが多々指摘されており、これらの問題改善のための相談事業等に取り組むなど、平成29年度も公益法人として、健康食品、保健機能食品がより一層有用に活用してもらえるよう積極的に係っていきたいと考える。

平成 29 年度事業計画

I. 総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。併せて収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を行う。

また、健康食品に関する消費者アドバイザリースタッフである食品保健指導士の養成のための全 4 日間の講習会の実施と同資格の認定事業、及び資質向上のためのフォローアップ事業を行う。

1. 法人組織の運営業務

- ・ 定時評議員会を平成 29 年 6 月に、臨時評議員会を平成 30 年 3 月に開催予定
- ・ 通常理事会を平成 29 年 6 月、及び平成 30 年 3 月に開催予定

2. 会員、関連団体に関する業務

- ・ 平成 30 年新春賀詞交歓会を平成 30 年 1 月に開催予定
- ・ 平成 29 年度協会表彰の実施

3. 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出を随時
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表

4. 収益事業の実施

- ・ 公益事業の安定的な運営を図るため、当協会建物内の区画の賃貸、2 階・3 階会議室の貸出、及び関係団体事務代行業務の受託を行う

賃貸業務： 健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、健康食品産業協議会、
及び日本流動食協会（4 団体）

事務代行受託業務： 健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、FFDA、及び
日本流動食協会（4 団体）

5. 食品保健指導士の養成に係る事業

- ・ 食品保健指導士養成講習会を 2 回開催
第 45 期講習会(福岡：九州支部)、及び第 46 期講習会(東京)を実施予定
- ・ 食品保健指導士修了評価認定試験を 2 回実施
第 45 期、及び第 46 期講習会の修了後に実施予定
- ・ 平成 29 年度末に有効期限を迎える食品保健指導士の資格更新

- ・ 食品保健指導士フォローアップ事業(日本食品保健指導士会委託事業)の実施

6. 人事・職員研修・会計・庶務

- ・ 各種委員会委員の委嘱
- ・ 実務研修生に関する業務

7. 九州支部の運営支援

- ・ 九州支部の事業計画については下記のとおり

平成 29 年度九州支部事業計画

1. 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 年 1 回の開催を予定 (平成 29 年 4 月)
- ・ 臨時総会 年 1 回の開催を予定 (平成 30 年 1 月)

2. 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の事業統括及び運営の検討のための、支部運営委員会を開催する。年 2 回の開催を予定。(平成 29 年 4 月、及び平成 30 年 1 月)

3. 食品保健指導士養成講習会の開催

- ・ 第 45 期食品保健指導士養成講習会の実施 (平成 29 年 7 月)

4. 九州支部研修会の開催

- ・ 協会の各認定認証事業や、保健機能食品(機能性表示食品、特定保健用食品)、特別用途食品に関する研修会を開催する。年 3 回の開催を予定。(平成 29 年 4 月、7 月、10 月)

5. 普及啓発・広報・連携活動

- ・ 九州・中四国地区において、協会事業や J H F A ・ G M P ・ 安全性認証に関する広報活動を行い、協会・支部会員増、及び健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開する。またそれらの活動を通じた当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図るほか、支部の新春賀詞交歓会を開催する。

6. その他

- ・ 九州地区での協会主催による講習会、説明会等の企画・開催に関する調整。

Ⅱ. 健康食品部関係

1. 認定健康食品(J H F A)マークに関する事業

J H F A マークは当協会が設定した健康食品に係る規格基準(現在 68 種類の食品群)に適合した製品に付けられる認定マークである。この J H F A の規格基準は、関連事業者からなる専門部会が提出した原案に対する学識経験者による厳しい審議を経て承認

されたものである。J H F Aマークの認定審査においては、申請者が提出した製品の配合内容、製造方法、品質などにかかわる検査結果、パッケージなどの資料について審査委員が審議し合否の判定を行っている。昭和 61 年（1986 年）に発足した J H F A マーク制度は高品質の健康食品の証として、消費者の方々による自主的かつ合理的な商品選択の判断に貢献している。

平成 29 年度は、J H F A マーク制度の維持・発展に向けて、今後の制度の在り方に関する議論に基づき新たな制度設計に着手する。また、本制度の普及啓発への取組みを本格化する。

認定健康食品(JHFA)マーク製品登録数

	H 19年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (12月末)
新規	25		10	19	27	9	10
総数	594		386	364	353	317	320

(1) 認定事業

- ・ 新規申請：15 件（認定健康食品認定審査会：6 回開催）
- ・ 更新申請：63 件
- ・ 更新審査の実施：63 件
- ・ 定期検査の確認：随時

(2) 新規規格基準の策定と既存規格基準の見直し

- ・ 認定健康食品規格基準検討会：3 回開催
 新規規格基準策定 1 品目（フコイダン食品）：2 回開催
 既存の規格基準の見直し：1 回開催
- ・ 新規格基準の解説書作成 1 品目（フコイダン食品）、説明会の開催

(3) 今後の J H F A マーク制度の在り方の議論と制度設計の着手【新規】

(4) 認定健康食品(J H F A)マーク普及啓発体制の強化

- ・ 東日本大震災応援キャンペーン
- ・ 出版物等の作成（リーフレットの作成）
- ・ 東京都薬剤師会との相互協力体制確立【新規】
- ・ 日本生活協同組合連合等、消費者団体、事業者との相互協力体制構築（認定健康食品マークの紹介、普及啓発の手段・方法の模索）【新規】

2. GMP 製造所認定等に関する事業

GMP とは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原

材料の製造管理および品質管理にかかる管理指標を設定し、その指標の遵守を審査し認定する制度である。当協会はGMP認証事業を平成17年（2005年）に開始し、平成26年（2015年）には厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、認証機関として第1号の指定を受けている。

平成29年度はHACCP義務化への対応として、健康食品GMPをベースにした事業者向けガイドラインの作成を通じ、GMP認証の指定機関としての責任を果たしていく。

GMP適合認定製造所数及びGMP製品マーク表示承認製品数

		H 19年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (1月末)
工場	新規	12		8	10	11	10	13
	総数	37		85	95	106	116	129
製品	新規	9		32	31	26	38	21
	総数	15		71	94	108	136	133

(1) 工場認定事業

- ・ 認定数
製品GMP：新規10工場、更新47工場
- ・ 工場認定審査会：15回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ
中間実地調査：1回／年（94工場）
GMPセミナーへの参加義務付け：2名／認定工場／年
（北海道、沖縄及び小規模製造所は1名とする）
- ・ 「GMP教育セミナー」
認定工場の管理責任者及び従業員並びに関連事業者を対象とした実践的なセミナー（最新情勢を含む）
年5回開催（東京（2回）、大阪、福岡、静岡）
- ・ 「GMP普及セミナー」
認定工場及び関連業界等を対象とした最新情報の解説等
年1回開催（東京）

(2) 製品マーク承認事業

- ・ 製品マーク取得製品数の増加を図る。
- ・ 承認数：新規30件、継続140件

- ・ 製品マーク表示審査会：20 回開催
- ・ GMP 製品マーク承認手続きの見直し
- ・ 承認マークを活用した広告・宣伝の在り方検討【新規】

(3) GMP 調査員会議

- ・ 調査内容の均一化と調査員の質的向上を図る。
年 2 回開催（東京 1 回、大阪 1 回）

(4) GMP 推進事業

- ・ 「これからの健康食品 GMP を考える会」の開催、年度内に取り纏め
- ・ 認定工場の視察
- ・ ホームページの構成の変更・追加

(5) HACCP 義務化への対応事業【新規】

- ・ 健康食品業界向けの手引書作成(GMP による製造管理を基本とした上で、HACCP に対応)
- ・ 手引書に関する説明会の開催（東京、大阪、福岡、各 1 回）

3. 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証マークは、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。自主点検において、申請者は機能性を訴求する原材料（素材・成分）の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠などを示す必要がある。尚、当協会は厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、認証機関として指定を受けている。

平成 29 年度は、事業者向けセミナーなどを実施し、安全性自主点検認証の拠り所である安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

安全性自主点検認証登録原材料及び製品登録数

		H 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (12月末)
原材料	新規	62	72	10	12	11	6	2
	総数	62	134	144	145	144	148	124
製品	新規	1	8	1	1	1	0	0
	総数	1	9	10	11	11	11	11

- (1) 認証事業（原材料、製品）
 - ・ 新規 7 件（原材料 5 件、製品 2 件）
 - ・ 更新 58 件（原材料 50 件、製品 8 件）
 - ・ 安全性自主点検審査委員会：10 回開催
- (2) 安全性認証登録希望者に対する支援
 - ・ 認証登録と自主点検・評価に関する指導等
- (3) 安全性に関する普及啓発事業
 - ・ 会員専用ホームページに健康食品に関連する安全性情報の収集先など整備し、安全性確保の認識向上を図る。[新規]
 - ・ 事業者の安全性に関連した情報収集能力向上を図るための実践的セミナーを開催する（東京：2 回、福岡：1 回）[新規]
- 4. 認証事業普及・啓発活動（健康食品部共通）[新規]**
 - ・ 認証・認定事業の認知度向上のためのリーフレット作成と配布

Ⅲ. 機能性食品部関係

機能性食品部では平成 27 年 4 月 1 日の機能性表示食品制度の開始から、機能性表示食品の届出を支援するために、事業者の届出資料作成を支援する届出支援事業と、届出に関する専門的な相談に対応する届出専門相談事業を行ってきた。また、機能性表示食品制度の普及を目指し、会員、関連団体及び行政機関と連携し各種の活動を行ってきた。本年度もこれらの事業や活動を継続して実施していく。

1. 機能性表示食品の届出支援

機能性表示食品の届出を希望する事業者の届出資料の作成について以下の支援を行う。機能性については事業者に代わって研究レビューを実施する。

- (1) 食品の機能性評価事業を活用した機能性（研究レビュー）に関する支援
- (2) 安全性自主点検認証制度を活用した安全性に関する支援
- (3) GMP 認定制度を活用した製造工程及び品質管理に関する支援
- (4) 容器包装表示に関する支援

実績

年度	会員	一般
平成 27 年	9 件	2 件
平成 28 年（1 月末）	4 件	0 件

2. 機能性表示食品の届出専門相談

機能性表示食品の届出についての専門的な相談に分野別（機能性、安全性、製造工程管理、容器包装表示、品質規格）に対応する。

実績

年度	会員	一般
平成 27 年	104 件	62 件
平成 28 年 (1 月末)	74 件	26 件

3. 会員、関連団体、関連行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及

(1) 機能性表示食品制度に関する情報の提供

消費者庁及び健康食品産業協議会等と連携し、機能性表示食品制度に関する情報の提供を行う。

(2) 機能性表示食品広告審査会

機能性表示食品の広告に関する自主審査機関として機能性表示食品広告審査会を立上げ、活動を開始する。

(3) 機能性表示食品制度に関する研究会

消費者庁及び健康食品産業協議会等と連携し、機能性表示食品届出後の事務処理期間短縮に向けた取組みについての検討を行う。

IV. 特定保健用食品部関係

1. 特定保健用食品の申請支援

事業者に対する特定保健用食品に関する支援として、商品の企画・開発・申請など主として制度上の疑問についての《相談》、審査申請書や変更届の《申請書チェック》、申請書のチェックに加え消費者庁のヒアリングを想定した模擬ヒアリングを含む《事務指導》を行う。平成 28 年度（29 年 1 月末現在）までの実績は下表のとおり。また、学術専門委員による《学術アドバイス》の支援も行ってきたが最近の実績はない。

年度	23	24	25	26	27	28
相談件数	53	57	91	62	23	26
申請書チェック件数	7	15	25	21	11	17
事務指導件数	3	6	4	4	2	5
学術アドバイス件数	3	2	0	0	0	0

- ・ 今年度は技術部会でこれまで検討を続けていた「特定保健用食品の開発・申請マニュアル」、「同 Q&A 集」、「安全性評価の現状」の改訂版を発行し、申請支援ツールとして活用を図る。

2. 特定保健用食品講習会及び説明会の実施

- ・ 特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得実例、ヒト試験や成分分析法などに関する複数の講演と、特定保健用食品部会活動の報告を加えた講習会を東京と大阪で開催する。
- ・ 行政通知改正などに対応するための説明会は必要に応じ開催する。

3. 申請マスキング資料の閲覧・複写システムの運用

- ・ 申請経験の少ない企業の支援として、会員企業からいただいたマスキング済みの申請資料の閲覧と複写サービスを行う。資料閲覧の過年度実績は下表のとおり。

年度	24	25	26	27	28
マスキング資料閲覧件数	33	14	12	13	4

4. 「特定保健用食品広告審査会」の開催と運営

- ・ 広告審査会：テレビ、新聞、雑誌における特定保健用食品の広告を対象として、第三者委員 3 名を含む 6 名の審査委員による広告審査会において、関係法令と「特定保健用食品」適正広告自主基準などにに基づき審査を行う。
- ・ その結果を公表し、行政への報告を行うとともに企業にフィードバックしていく。平成 25 年に開始し、これまで 5 回実施している。

5. 専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の推進

- ・ 技術部会は例年 60 名以上の参加があり、参加者は、保健の用途拡大を目指して健康強調表示制度の調査・研究等を行うワーキンググループ（WG-1）、開発・申請マニュアルの改定や規格基準型トクホの拡大等制度全般に関する課題を検討する WG-2、トクホの安全性に関連する調査・研究を行う WG-3 に分かれて活動を行う。
- ・ またワーキンググループを統括する幹事会を運営するとともに、技術部会でまとめた見解や調査・研究結果をもとに行政に迅速に対応するために必要な場合はプロジェクトチームを設置する。
- ・ コミュニケーション部会では、[トクホ]ごあんない【2017 年版】の作成や出張セミナーなどによりトクホの普及・啓発に取り組む。
- ・ 広告部会では広告審査会の運営や適正広告自主基準の改定に関する検討を行う。今年度は新たに特定保健用食品部会会員を対象に広告審査結果に関する研修会を開

催する。研修会では、問題ありと判定された広告の審査内容などを説明するとともに、広告自主基準の改正内容の説明、広告の規制全般に関する内容を予定している。

- ・ 技術部会、コミュニケーション部会、広告部会の活動内容は、中間報告会、特定保健用食品講習会で報告し、さらに改正通知等の関連情報とともに平成 28 年度活動報告書「特定保健用食品のあり方 17（技術部会・コミュニケーション部会・広告部会）」にまとめて公表する。

6. 普及啓発活動

- ・ 地方自治体・団体や大学などから依頼を受け、特定保健用食品制度や適切な使用の説明等に関するセミナーを行い、普及・啓発に努める。

7. トクホごあんない【2017 年版】の作成及び開発・申請マニュアルの改訂

8. 2016 年度市場規模調査の実施（2014 年度から毎年実施）

V. 栄養食品部関係

1. 特別用途食品の申請支援

- ・ 企業に対する特別用途食品の申請支援として、《申請相談》と《申請書チェック》、学術専門委員による《学術アドバイス》の支援を行う。平成 28 年度（29 年 1 月末現在）を含む過去 5 年間の実績は下表のとおりですが、学術アドバイスの依頼はない。

年度	24	25	26	27	28
相談件数	13	3	10	4	2
書類チェック件数	1	1	1	0	0

- ・ 「特別用途食品の表示許可等」についての改正が行われることを踏まえて、「特別用途食品申請の手引き」の第 3 版を作成し、申請支援ツールとしての活用を図る。

2. 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」は、特別用途食品の積極的な活用と供給を目的に、特別用途食品制度の課題や今後の在り方を調査・研究し、制度を活性化することを目指している。研究会の主たる構成員は日本流動食協会または日本メデイカニュートリション協議会の加盟企業で、これら関連団体との連携を強化し、情報交換を密にしながら 3 つの分科会（えん下困難者用食品、総合栄養食品、低たんぱく質食品）と幹事会を運営している。

平成 29 年度の主要な活動は、特別用途食品の適正広告自主基準の作成、新たな食品区分(病者用の食事セット)を特別用途食品制度に加えるための検討、総合栄養食品の現行基準見直しの検討を行う。また、「特別用途食品の表示許可等について」の通知改正に関しては、日本メディカルニュートリション協議会と日本流動食協会との勉強会・情報交換会の開催を新規に計画している。

3. 「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」等関連団体との連携強化

- ・ 特別用途食品、医療用途食品等に関する情報交換

4. 「2017 年度流動食の生産量調査」(日本流動食協会からの受託事業)

- ・ 日本流動食協会会員を対象とした流動食の生産量調査

5. 特別用途食品、栄養機能食品等に関する情報収集

- ・ 病者用食品や介護に関わる食品なども含め、特別用途食品と栄養機能食品に関する情報を収集し、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の活動に役立てるとともに会員企業への情報発信に努める。

6. 普及啓発活動

- ・ とろみ調整用食品の導入などを含む「特別用途食品の表示許可等について」の改正に関する説明会を東京と大阪で開催し、特別用途食品制度改正の普及に努める。
- ・ 「特別用途食品の表示許可等について」の通知改正に関し、普及・啓発のためのリーフレットを作成する。
- ・ 栄養機能食品の見直しが行われる見込みであり、その結果によって説明会を開催する。

VI. 学術情報部関係

1. 学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は健康食品(特定保健用食品、機能性表示食品含む)、特別用途食品等の、有効性・安全性等の研究成果を論文化して掲載する査読付き学術誌で、オープンアクセスのオンラインジャーナルとして刊行している。

昨年度の途中から国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する、「科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)」へ登載し、閲覧・検索がより一層容易になり海外への情報発信も可能となったこともあり、J-STAGE 掲載のメリットを伝えながら今年度はさらなる投稿数の増加を図る。

学術誌発刊実績

	H19 年 度		21 年度	22 年度	23 年度	24～27 年度	28 年度
掲載論文数	8		9	3	3	休刊	2

(1) 編集委員会の開催

(2) 学術誌

- ・ 速報版の発行
- ・ 既掲載分をまとめた冊子体の作成
- ・ J-STAGE への掲載

2. 健康食品相談業務の実施

一般消費者を対象に健康食品に対する疑問・質問等に対応するため、専用電話回線により相談員を配置して電話相談を行っている。開設時間については火・木曜日の午後 1 時～4 時までとしていたものを、平成 28 年 9 月より、週 5 日に拡大した。

電話相談件数実績

	H19 年 度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度（1 月 末）
件数	492		186	147	127	148	175

(1) 健康食品相談 Q&A の改定

- ・ 電話相談の内容を反映させるよう随時更新する。

3. 国外の学術情報の収集、発信

(1) IADSA（国際栄養補助食品業界団体連合会）関連の情報

- ・ IADSA の年次会議に参加し、国際的な情報を会員へ発信する。
- ・ IADSA が毎月編集発行するニュースを会員へ発信する。

(2) CODEX、FDA の情報提供

- ・ CODEX の栄養・特殊用途食品部会、食品表示部会などの会議結果を掲載し会員へ発信する。
- ・ FDA からの健康食品関連通知を会員へ発信する。

VII. 渉外広報室関係

協会会員への情報提供として、定期的に発信しているメールマガジン、ホームペー

ジの運用を継続的に行う。メールマガジンについてはこれを充実させ、従来のイベント等のお知らせに加え、行政・業界の動向や、協会の取組み・考え方等に関する情報を盛り込んだ内容にリニューアルする。

また、一般消費者及び会員外の事業者への普及啓発、広報については、ホームページ及びスマートフォンの活用、消費生活センター等への資料提供、展示会での講演と資料配布、各自治体・関連団体からの依頼による消費者セミナーでの講演を通じ、協会及び協会事業の認知度・知名度を高めるための広報活動を積極的に行う。

1. 情報の提供

(1) 会員への情報発信 [拡充]

- ① メールマガジンの発行 (定期便: 2~3 回/月、臨時便: 緊急性に応じ随時)
セミナー・講習会の案内、行政・業界の動向、協会の取組みや考え方等をメールマガ配信で情報提供
- ② ホームページ・会員専用ページの運用

(2) 報道関係への対応

- ① 迅速なニュースリリースの発信
- ② メディア懇談会の開催 (一般紙・業界紙) (各年 4 回)
協会事業の取り組みの説明と意見交換を行う
- ③ 協会事業の取材についての積極的な働きかけを行う

2. 普及・啓発活動

(1) 消費者及び会員外の事業者への広報・普及・啓発活動

- ① ホームページの運用
「消費者のための JHFA・GMP・安全性を紹介」
- ② 消費者向けに「認定健康食品 (JHFA) マーク商品紹介サイト」 [拡充]
(スマートフォン活用) 協会ホームページとリンク
- ③ 全国の自治体・保健所・消費生活センター等へ協会出版物資料の送付
- ④ 講師の派遣
保健所、消費生活センター、市町村地域食生活推進委員会等の依頼に対応
- ⑤ 各種展示会でのセミナー講演、パネル展示及び資料配布等
ifia/HFE JAPAN、食品開発展 他

(2) 会員・賛助会員と一体となった広報活動の推進

当協会主催のセミナー・講習会会場での会員企業の広報活動への協力

3. 行政機関及び諸団体との連携強化

(1) 内閣府、厚生労働省、消費者庁、農林水産省、経済産業省、消費者委員会、消

費者団体等との情報交換

(2) 関連団体との共催等によるセミナーの開催

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、公益社団法人日本広告審査機構、公益社団法人日本通信販売協会 他